

鳥取縣公報

昭和二十六年五月一日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

告示

◆鳥取縣規則第二十三號

昭和二十三年九月鳥取縣規則第六十七號鳥取縣立公共職業補導所規定の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表) 鳥取縣立公共職業補導所一覽表

補導所の名稱

補導所の名稱

鳥取縣立鳥取公共職業補導所

烏里縣立烏里公非職業補導所

卷之三

倉吉

卷之二

卷之二

計

三
箇
所

三箇所

鳥取縣公報 每週一曜日發行(休日ニ當ル)
火金(時ハ翌日)

昭和二十六年五月一
第 二 千 二 百 五

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

この規則は公布の日から施行し昭和二十六年四月一日から適用する。

附 則

00762

告 示

◆鳥取縣告示第二百十号

毒物劇物營業取締法（昭和二十二年法律第二百六号）附則第十九條の規定により、同法第四條の事業管理人とみなされていた者について毒物劇物取扱者試験を次の通り実施する。

昭和二十六年五月一日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

試験の種類科目

筆記試験 毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物の性質及び貯藏その他取扱方法但し毒物及び劇物の範囲は別記の通りとする

する

実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

但し毒物及び劇物の範囲は別記の通りとする

期 日 場 所

昭和二十六年五月十五日 東伯郡購買農業協同組合連合会

午前九時三十分より午後五時まで

志願者は昭和二十六年三月六日鳥取縣規則第九号毒物及び劇物取締法施行細則を参照し昭和二十六年五月十五日までに受験願書に試験手数料五百円を添えて所轄保健所に提出すること。

(別記)

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の別表第一の中一、三四、七、八及び別表第二の中三十一、二十一、二十三、三十一、三十五、三十七、

00763

三十九、四十七、五十一、五十二の各号に掲げるものの

教育委員會告示

◆鳥取縣教育委員會告示第十三号

鳥取縣公立學校教員並びに事務職員任用審査を次のように行う。

昭和二十六年五月一日

鳥取縣教育委員會

一、日時、場所

昭和二十六年五月七日 午前九時から午後五時まで

氣高郡浜村町

浜村小学校

米子市角盤町

義方

五月八日 午前九時から午後五時まで

日野郡根雨町

根雨小学校

東伯郡倉吉町

成徳

五月九日 午前九時から午後五時まで

八頭郡郡家町

育英小学校

鳥取市東町

久松

三、審査内容

(1) 人物審査 教育職員としての適否を審査する

(2) 筆記審査 教育職員としての学識を審査する

出題の範囲は次の通りである。

イ、一般教養及び教職的教養に関する簡単なる試問ロ、教育法規については教育基本法、学校教育法及び教育公務員特例法から簡単なる試問を行うことがある

(3) 身体検査

身体の健康状況特に結核性疾患について検査する。

当日一斉に縣立保健所で行う。

四、提出書類
 (1) 志願書

鳥取縣庁鳥取縣教育委員會教務課及び各郡地方事務所内鳥取縣教育委員會事務局支所に準備してある。

(2) 履歴書（自筆のもの）

(3) 免許状寫

(4) 最終卒業又は修了学校の成績証明書

五、書類受付日時場所

受験者は必要な書類を審査の二日前までに最寄の鳥取縣教育委員會事務局支所（但し鳥取市及び岩美郡居住者は鳥取縣教育委員會事務局教務課）に提出し、その所管に属する審査会場で受験するものとする。

六、当日の持參品

(1) 筆記用具
 (2) 畫食

昭和二十六年五月一日印刷
 昭和二十六年五月十日發行
 鳥取縣公報
 (昭和四年四月十五日)
 第三種郵便物認可
 印刷者：鳥取縣鳥取市東町
 刷所：鳥取縣鳥取市東町
 印刷所：鳥取縣鳥取市東町
 印刷所